

四半期報告書

(第46期第1四半期)

自 平成29年4月1日

至 平成29年6月30日

株式会社タカラレーベン

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
第3 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	4
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	4
(4) ライツプランの内容	4
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	4
(6) 大株主の状況	4
(7) 議決権の状況	5
2 役員の状況	5
第4 経理の状況	6
1 四半期連結財務諸表	7
(1) 四半期連結貸借対照表	7
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	9
四半期連結損益計算書	9
四半期連結包括利益計算書	10
2 その他	17
第二部 提出会社の保証会社等の情報	18

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年8月10日
【四半期会計期間】	第46期第1四半期（自平成29年4月1日至平成29年6月30日）
【会社名】	株式会社タカラレーベン
【英訳名】	Takara Leben CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高経営責任者（CEO） 島田 和一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【電話番号】	（03）6551-2130
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員総合企画本部長 山本 昌
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【電話番号】	（03）6551-2130
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員総合企画本部長 山本 昌
【縦覧に供する場所】	株式会社タカラレーベン北関東支店 （埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目4番1号） 株式会社タカラレーベン大阪支社 （大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目2番16号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第45期 第1四半期連結 累計期間	第46期 第1四半期連結 累計期間	第45期
会計期間	自平成28年4月1日 至平成28年6月30日	自平成29年4月1日 至平成29年6月30日	自平成28年4月1日 至平成29年3月31日
売上高 (百万円)	21,196	21,361	103,599
経常利益 (百万円)	2,731	3,505	9,496
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	1,788	2,409	6,107
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,931	2,338	6,124
純資産額 (百万円)	34,088	38,051	36,792
総資産額 (百万円)	127,893	149,853	139,874
1株当たり四半期(当期)純利 益金額 (円)	16.30	22.31	56.14
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	16.21	22.21	55.85
自己資本比率 (%)	26.5	25.3	26.2

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）経営成績・財政状態の分析

① 事業別の業績

当社グループの平成30年3月期第1四半期連結累計期間において、不動産販売事業については、新築分譲マンション事業、戸建分譲事業により、当事業売上高は4,700百万円（前年同四半期比52.4%減）となっております。

不動産賃貸事業については、アパート、マンション及びオフィス等の賃貸収入により、当事業売上高は1,344百万円（前年同四半期比9.3%増）となっております。

不動産管理事業については、管理戸数45,149戸からの管理収入により、当事業売上高は980百万円（前年同四半期比7.7%増）となっております。

発電事業については、稼働済み7施設の売却収入、その他発電施設の売電収入により、当事業売上高は13,636百万円（前年同四半期比59.2%増）となっております。

その他事業については、建設の請負、大規模修繕工事の受注等により、当事業売上高は698百万円（前年同四半期比12.7%増）となっております。

この結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高21,361百万円（前年同四半期比0.8%増）、営業利益3,791百万円（前年同四半期比25.0%増）、経常利益3,505百万円（前年同四半期比28.3%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益2,409百万円（前年同四半期比34.8%増）となっております。

② 財政状態の分析

当社グループの当第1四半期連結会計期間末の資産、負債及び純資産の状況は、新規仕入に伴うたな卸資産の増加及び事業用資産を購入した事等により、総資産は149,853百万円と前連結会計年度末に比べ9,979百万円増加しております。

（流動資産）

新規仕入に伴うたな卸資産の増加等により、流動資産は87,873百万円と前連結会計年度末に比べ1,288百万円増加しております。

（固定資産）

事業用資産を購入した事等により、固定資産は61,932百万円と前連結会計年度末に比べ8,694百万円増加しております。

（流動負債）

短期借入金の増加及び借入金の長短区分の振替等により、流動負債は56,133百万円と前連結会計年度末に比べ5,651百万円増加しております。

（固定負債）

新規仕入に伴う借入金の増加等により、固定負債は55,668百万円と前連結会計年度末に比べ3,069百万円増加しております。

(純資産)

親会社株主に帰属する四半期純利益の計上額が剰余金の配当を上回った事等により、純資産の合計は38,051百万円と前連結会計年度末に比べ1,258百万円増加しております。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの主力であります不動産販売事業は、購入者マインド及び供給者の供給動向に左右される傾向があります。購入者マインドは、景気動向、金利動向、住宅税制、消費税、地価動向等の影響を受け、また、供給者の供給動向は、土地の仕入代、ゼネコン等外注業者の外注価格の変動、外注業者の破綻、金融動向の影響を受けやすいことから、これらの動向が変動した場合には、経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	248,000,000
計	248,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成29年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成29年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	124,000,000	124,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は 100株であります。
計	124,000,000	124,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年4月1日～ 平成29年6月30日	—	124,000,000	—	4,819	—	4,817

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成29年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成29年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 16,022,500	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 107,971,200	1,079,712	同上
単元未満株式	普通株式 6,300	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	124,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,079,712	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,600株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数16個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成29年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の割合 (%)
(株)タカラレーベン	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	16,022,500	—	16,022,500	12.92
計	—	16,022,500	—	16,022,500	12.92

(注) 当第1四半期会計期間末現在の実質所有状況を確認できております自己株式数は15,955,707株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	29,780	30,964
受取手形及び売掛金	1,331	1,222
販売用不動産	※1 9,658	※1 7,540
販売用発電施設	※1 7,885	—
仕掛販売用不動産	※1 32,390	43,909
未成工事支出金	15	99
その他	5,648	4,266
貸倒引当金	△124	△128
流動資産合計	86,585	87,873
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	※1 14,235	※1 15,706
土地	※1 23,821	※1 29,570
その他(純額)	※1 9,089	※1 9,546
有形固定資産合計	47,146	54,823
無形固定資産		
のれん	889	1,411
その他	502	493
無形固定資産合計	1,391	1,905
投資その他の資産		
その他	4,708	5,213
貸倒引当金	△9	△10
投資その他の資産合計	4,699	5,202
固定資産合計	53,237	61,932
繰延資産	51	48
資産合計	139,874	149,853
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	12,173	8,847
短期借入金	16,490	22,043
1年内償還予定の社債	60	60
1年内返済予定の長期借入金	13,098	17,060
未払法人税等	2,976	1,404
引当金	729	602
その他	4,954	6,115
流動負債合計	50,482	56,133
固定負債		
長期借入金	48,439	50,616
社債	1,640	1,640
引当金	56	56
退職給付に係る負債	331	345
その他	2,131	3,010
固定負債合計	52,599	55,668
負債合計	103,081	111,802

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,819	4,819
資本剰余金	4,817	4,810
利益剰余金	32,970	34,300
自己株式	△5,976	△5,951
株主資本合計	36,630	37,979
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4	△66
その他の包括利益累計額合計	4	△66
新株予約権	157	138
純資産合計	36,792	38,051
負債純資産合計	139,874	149,853

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)
売上高	21,196	21,361
売上原価	15,197	14,847
売上総利益	5,999	6,513
販売費及び一般管理費	2,965	2,722
営業利益	3,033	3,791
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	3	3
受取手数料	16	7
雑収入	6	39
営業外収益合計	27	51
営業外費用		
支払利息	265	288
持分法による投資損失	57	40
雑損失	6	8
営業外費用合計	330	338
経常利益	2,731	3,505
特別損失		
固定資産除却損	—	8
事務所移転費用	—	89
特別損失合計	—	97
税金等調整前四半期純利益	2,731	3,407
法人税、住民税及び事業税	1,887	1,393
法人税等調整額	△944	△395
法人税等合計	942	998
四半期純利益	1,788	2,409
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,788	2,409

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)
四半期純利益	1,788	2,409
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	143	△71
その他の包括利益合計	143	△71
四半期包括利益	1,931	2,338
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,931	2,338

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 資産の保有目的の変更

前連結会計年度(平成29年3月31日)

保有不動産の一部を転売から賃貸へ保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において仕掛販売用不動産616百万円を建物及び構築物141百万円、土地475百万円に振替えております。

また、保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において建物及び構築物2,699百万円、工具、器具及び備品0百万円(有形固定資産の「その他(純額)」)、土地6,997百万円を販売用不動産及び仕掛販売用不動産に振替えております。

そのほか、メガソーラー発電施設の一部を転売に保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において建物及び構築物578百万円、機械装置及び運搬具10,706百万円(有形固定資産の「その他(純額)」)、土地1,626百万円を販売用発電施設に振替えております。なお、当該資産の一部は当連結会計年度において売却しており、販売用発電施設に振替えた12,911百万円のうち、5,025百万円を売上原価に計上しております。

当第1四半期連結会計期間(平成29年6月30日)

保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当第1四半期連結累計期間において建物及び構築物24百万円、工具、器具及び備品0百万円(有形固定資産の「その他(純額)」)、土地110百万円を販売用不動産に振替えております。

2 偶発債務(保証債務)

当社顧客の金融機関からの借入に対する保証債務

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
顧客住宅ローンに関する抵当 権設定登記完了までの金融機 関等に対する連帯保証債務	9,405百万円	1,052百万円
計	9,405	1,052

3 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関28社(前連結会計年度27社)と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
当座貸越極度限度額及び貸出 コミットメントの総額	20,280百万円	21,430百万円
借入実行残高	12,997	13,839
差引額	7,282	7,590

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
減価償却費	614百万円	524百万円
のれんの償却額	29	29

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)

1. 配当に関する事項
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	990	9	平成28年3月31日	平成28年6月28日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、当第1四半期連結会計期間において、平成28年5月9日開催の取締役会決議に基づき、自己株式を687百万円取得いたしました。

このほか、ストック・オプションの行使による自己株式の処分が48百万円あった結果、当第1四半期連結会計期間末における自己株式は5,740百万円となっております。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)

1. 配当に関する事項
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,079	10	平成29年3月31日	平成29年6月28日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間（自平成28年4月1日 至平成28年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	不動産 販売事業	不動産 賃貸事業	不動産 管理事業	発電事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	9,872	1,229	909	8,565	20,577	619	21,196
セグメント間の内部 売上高又は振替高	92	13	51	—	157	97	255
計	9,964	1,243	960	8,565	20,735	717	21,452
セグメント利益 又は損失(△)	△239	261	35	3,000	3,058	15	3,074

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設の請負事業、修繕工事事業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	3,058
「その他」の区分の利益	15
セグメント間取引消去	△11
のれんの償却額	△29
四半期連結損益計算書の営業利益	3,033

Ⅱ 当第1四半期連結累計期間（自平成29年4月1日 至平成29年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	不動産 販売事業	不動産 賃貸事業	不動産 管理事業	発電事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	4,700	1,344	980	13,636	20,662	698	21,361
セグメント間の内部 売上高又は振替高	213	13	55	—	282	87	370
計	4,914	1,358	1,035	13,636	20,945	786	21,731
セグメント利益 又は損失(△)	△1,202	208	36	4,844	3,886	45	3,932

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設の請負事業、修繕工事業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	3,886
「その他」の区分の利益	45
セグメント間取引消去	△111
のれんの償却額	△29
四半期連結損益計算書の営業利益	3,791

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	16円30銭	22円31銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	1,788	2,409
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	1,788	2,409
普通株式の期中平均株式数 (千株)	109,696	108,012
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	16円21銭	22円21銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	592	471
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

当社は、平成29年6月27日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役及び当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。これに基づき、平成29年7月10日開催の取締役会において、株式報酬型ストックオプションを付与することを決議いたしました。

(1) 株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与する理由

当社業績及び株式価値と役員報酬及び給与の連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲などを一層高めることを目的とするものであります。

(2) 新株予約権の要領

I. A種新株予約権

1. 新株予約権の割当日

平成29年7月11日

2. 新株予約権の総数

353個(1個につき400株)

3. 新株予約権の付与対象者及びその人数

当社取締役6名及び当社執行役員5名

4. 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり197,200円(1株当たり493円)

上記金額は、割当日における新株予約権1個当たりの価格を「ブラック・ショールズ・モデル」により算定したものです。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込む総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺することをもって、当該新株予約権を取得させるものとします。

5. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式141,200株

なお、上記1に定める新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式分割または株式併合を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。

7. 新株予約権の行使期間

平成29年7月12日から平成69年7月11日までとする。ただし、行使期間の最終日が休日に当たるときは、その翌営業日を最終日とする。

8. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の発行日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を全て行使できる。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
 - イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
 - ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
 - ③ 新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。
 - イ. 当社を退職したとき
 - ロ. 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき
 - ハ. 出勤停止以上の懲戒を受けたとき
 - ニ. 当社の株主総会決議もしくは取締役会決議による解任もしくは懲戒処分によって、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、または取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき
 - ホ. 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき
9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

II. B種新株予約権

1. 新株予約権の割当日

平成29年7月11日

2. 新株予約権の総数

320個（1個につき400株）

3. 新株予約権の付与対象者及びその人数

当社取締役6名及び当社執行役員5名

4. 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり126,400円（1株当たり316円）

上記金額は、割当日における新株予約権1個当たりの価格を「ブラック・ショールズ・モデル」により算定したものです。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込む総額に相当する金銭報酬

を支給することとし、この報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺することをもって、当該新株予約権を取得させるものとします。

5. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式128,000株

なお、上記1に定める新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式分割または株式併合を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。

7. 新株予約権の行使期間

平成29年7月12日から平成69年7月11日までとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた対象者が、死亡以外の事由によって当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合は、喪失した日の翌日から10日以内に行使しなければならないものとする。なお、行使期間の最終日が休日に当たるときは、その翌営業日を最終日とする。

8. 新株予約権の行使の条件

- ① イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれかの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
ロ. 上記イ.にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。
 - (i) 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき
 - (ii) 出勤停止以上の懲戒を受けたとき
 - (iii) 新株予約権の割当てを受けた日から3年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社の都合による退任または退職は含まない）によって、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき
 - (iv) 当社の株主総会決議もしくは取締役会決議による解任もしくは懲戒処分によって、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、または取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき
 - (v) 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
 - イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
 - ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
- #### 9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成29年8月2日

株式会社タカラレーベン

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柳下 敏男 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 金子 勝彦 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカラレーベンの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タカラレーベン及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。